

## 介護支援専門員の皆さまへ

令和2年4月7日、国において、新型コロナウイルス感染拡大を受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。

介護支援専門員として従事する皆さまは、御自身のお身体なこと。利用者様のこと。色々と難しい局面にあると存じます。

人と人との接触機会を最低7割・極力8割削減とあるが、モニタリングをどうしたら良いのか？

### 《堺市では》

#### モニタリング居宅訪問・利用者面接について

上記通知の「特段の事情により」「やむを得ない理由」については、  
・感染リスクの高い基礎疾患がある利用者で、主治医からも訪問を控えるなど意見をもらっている、利用者や家族が感染拡大を恐れ、訪問拒否等が考えられる。

訪問については、一律ではなく、利用者の状況に合わせて、介護支援専門員が判断してよいこととします。また、支援経過記録やモニタリング結果の記録に、居宅訪問できない理由を記載しておいてください。

#### <根拠通知等>

○令和2年2月17日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」

○介護保険最新情報 令和2年3月6日 V01779 問11

と回答されています。

是非とも、介護支援専門員の皆さま自身が、利用者の状況に合わせて訪問の判断をしてください。

## サービス担当者会議について

サービス担当者会議については、運営基準第13条第15号の文中に、「やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする」となっています。今回は感染拡大防止の観点から、一堂に会しないこと等はやむを得ない理由となり、柔軟に対応することが可能です。

<根拠通知等>

○介護保険最新情報 令和2年2月28日 V01 773 問9

○介護保険最新情報 令和2年3月6日 V01 779 問9

○介護保険最新情報 令和2年4月7日 V01 809 問4

と回答されています。

是非とも、介護支援専門員の皆さま自身が、利用者の状況・開催場所の状況等に合わせて開催の判断をしてください。

尚、介護支援業務の取り扱いについて、ご不明な点がある介護支援専門員協会様は、会員番号・氏名を記入の上、メールで ご相談頂いても大丈夫ですよ。  
[大阪介護支援専門員協会堺ブロック](#) まで、お問い合わせください。

令和2年4月16日 大阪介護支援専門員協会堺ブロック

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る ケアマネジメント業務の弾力対応について

通常時の法令上の考え方が基本にあり、その上で、感染拡大防止を踏まえた事務連絡（弾力運用の考え方）が出ています



ケアマネジメント業務 (ケアマネジメントプロセス)	業務の実施方法		新型コロナウイルス感染防止を踏まえ 厚生労働省から発出された 事務連絡
	通常時 (運営基準の規定どおり)	新型コロナウイルス感染防止を 踏まえた弾力的な対応	
①アセスメント (利用者の状態把握等) ※初回訪問	居宅訪問	居宅訪問 (ここは変わらない)	初回アセスメントと本人同意以外、 全て緩和策が講じられています！
②ケアプラン作成 (原案作成)	※2回目以降 当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間短縮等の変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要。	<b>サービス変更する場合は、 サービス変更後の作成でOK</b>  ※やむを得ない場合は、 本来、通常時でもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)(事務連絡(令和2年4月10日)) 【介護保険最新情報Vol.816】 ※熊本地震の際の事務連絡(H28.4.22)も参考に
③サービス提供事業者との連絡調整業務 (サービス担当者会議の開催)	召集(対面)開催  ※利用者の意見を勘案して必要と認める場合や、その他やむを得ない場合については意見照会あり	<b>電話・メールでOK</b>  ※利用者の状態に大きな変更が認められない等、ケアプランの変更内容が軽微(例:サービス提供日時の変更や利用者の住所変更等)、であると認められる場合は開催は不要。	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)(事務連絡(令和2年2月28日)) 【介護保険最新情報Vol.773】
④利用者本人との連絡調整業務	文書により同意	文書により同意	-
⑤モニタリング評価 ※2月目以降は利用者の状況等を踏まえ、 ②ケアプラン作成に戻る	居宅訪問  ※利用者にて特段の事情がある場合は訪問でなくても可。	<b>訪問しなくてもOK</b>	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)(事務連絡(令和2年3月6日)) 【介護保険最新情報Vol.779】